

青森県報

第五百二十八号

令和四年
十月二十六日
(水曜日)

目次

告 示

○ 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) ……
○ 道路の区域の変更…………… (道 路 課) ……

告 示

青森県告示第五百六十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和四年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県 道			水喰上北町 停車場線	上北郡東北町字日影林ノ上山八五五の五から 上北郡東北町字乙越二〇の四八まで 上北郡東北町字日影林ノ上山八七三の一四から 上北郡東北町字乙越一三四の一まで 上北郡東北町字日影林ノ上山八七三の一四から 上北郡東北町字乙越一三四の一まで	前 後	一四・〇〇メートルから 一四・四〇メートルまで 一四・〇〇メートルから 一四・一〇メートルまで 四四・〇〇メートルまで	一、五九〇・〇〇メートル 二、一四八・七二メートル 二、一四八・七二メートル	

青森県告示第五百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年十一月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷平七二の一四 大野 富士雄 下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷三二の八 五十洲 勇	風間浦第三区域 風間浦漁業協 同組合の地区 のうち、大字 蛇浦の区域	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業で あつて、主とし てあんこう刺網 漁業

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円